◇工事施工業者も未定、工事説明会ぬきで
工事協定書の締結などありえません。
◇荒川建設は「迷惑料」の
ばらまきによる切り崩しをやめよ。

2013 年 9 月 18 日　「王禅寺・上麻生の住環境を守る会」事務局

□「迷惑料を払うのでノボリを下ろして欲しい」は住民運動の切り崩し□

荒川建設がとんでもない動きを始めました。一部の近燐住民のお宅を訪ね、「工事協定書にハンコを押して欲しい。押印してくれれば迷惑料を渡すので、ノボリを下げてほしい、と言ってきた」との情報が寄せられています。

工事協定書の話は、9 月 1 日の第 3 回計画説明会で荒川建設が突然持ち出してきたことです。守る会は「まだ工事施工業者も決まっていないのに工事協定書の話をする段階ではない。勝手な話をするのは約束が違う」と抗議しました。

工事協定書とは、工事施行業者が主体となって工事説明会を開催し、どのような段取りで工事を行うかの詳細な説明をすることが大前提です。騒音、振動、粉塵などさまざまな工事被害を少しでも軽減するための対策と、崖地開発で心配される工事の安全についてとことん話し合うことが不可欠です。また、工事中や、工事終了後に家屋などに被害が生じた場合、補修・補償の責任をどう担保するのかも重要です。被害が発生しても工事のせいではないと責任回避する業者は後を絶ちません。建設業界では、工事による家屋被害は工事施行会社が費用負担するのが通例ですから、工事会社が入らない協定書など当てになりません。

[redacted]みんながハンコをついたかのように話しをして迷惑料」で住民運動を切り崩そうという、許しがたい卑劣な手口です。

□個別「工事協定書」締結に応じる必要はありません□

荒川建設は 改正条例に**合わせる変更はしない**」「立体模型は造らない」「盛り土、切り土の総量は変わるので工事説明会までは報告をしない」など、住民の切実な要望に一切答えようとしていません。

守る会は最後まで、計画説明会の続行と「建築計画の抜本的変更」を求めていきます。同時に「個別での補償交渉に応じるのは荒川建設の思うつぼ。住民の分断、切り崩しの常套手段に乗せられることなく、最後まで守る会として団結して行動する」と、住民集会で確認しています。

一方で、工事施行業者**が決まり工事説明会が開催されるときに、工事協定について住民側もしっかり把握し、**準備しておくことが必要です。守る会では、近いうちに「工事協定」に関する学習会を開催する予定です。日程は決まり次第、連絡します。

今後、荒川建設が個別訪問してきたら「工事施工業者も決まらず、工事説明会ぬきで工事協定には応じられない、守る会として対応する」ときっぱり断りましょう。そしてすぐに事務局に連絡してください。

なお間違ってはんこを押した人でも、撤回通知をだせば無効です（弁護士に確認済み）。